

玄海原子力発電所 1 号炉審査資料	
資料番号	本文四、五、添六一 2
提出年月日	令和元年 10 月 28 日

## 玄海原子力発電所 1 号炉

廃止措置対象施設、解体対象施設、  
維持管理対象設備の  
選定結果について

令和元年 10 月  
九州電力株式会社

# 玄海原子力発電所 1号炉 廃止措置対象施設、解体対象施設、維持管理対象施設の選定結果について (1/4)

施設区分 (設置許可本文)	施設等の区分 (設置許可本文)	設置許可本文記載設備		廃止措置対象施設		解体対象施設		維持管理対象設備		備考
		内訳	内訳	内訳	内訳	内訳	内訳	内訳		
原子炉施設 の一般構造	原子炉施設 の一般構造	原子炉補助建屋	原子炉補助建屋	原子炉補助建屋	原子炉補助建屋	原子炉補助建屋	原子炉補助建屋	原子炉補助建屋	設置許可本文	
		炉心支持構造物	炉心支持構造物	炉心支持構造物	炉心支持構造物	炉心支持構造物	炉心支持構造物	炉心支持構造物	設置許可本文	
		燃料集合体	燃料集合体	燃料集合体	燃料集合体	燃料集合体	燃料集合体	燃料集合体	設置許可本文	
		原子炉容器	原子炉容器	原子炉容器	原子炉容器	原子炉容器	原子炉容器	原子炉容器	設置許可本文	
		放射線遮へい体	放射線遮へい体	放射線遮へい体	放射線遮へい体	放射線遮へい体	放射線遮へい体	放射線遮へい体	設置許可本文	
		原子炉格納容器外周のコンクリート壁	原子炉格納容器外周のコンクリート壁	原子炉格納容器外周のコンクリート壁	原子炉格納容器外周のコンクリート壁	原子炉格納容器外周のコンクリート壁	原子炉格納容器外周のコンクリート壁	原子炉格納容器外周のコンクリート壁	原子炉格納容器外周のコンクリート壁	設置許可本文
核燃料物質の取扱 施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備 (燃料取扱設備)	燃料取扱装置	燃料取扱装置	燃料取扱装置	燃料取扱装置	燃料取扱装置	燃料取扱装置	燃料取扱装置	設置許可本文	
		燃料移送装置	燃料移送装置	燃料移送装置	燃料移送装置	燃料移送装置	燃料移送装置	燃料移送装置	設置許可本文	
		除染装置	除染装置	除染装置	除染装置	除染装置	除染装置	除染装置	設置許可本文	
		新燃料貯蔵設備	新燃料貯蔵設備	新燃料貯蔵設備	新燃料貯蔵設備	新燃料貯蔵設備	新燃料貯蔵設備	新燃料貯蔵設備	設置許可本文	
		使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備	設置許可本文	
		蒸気発生器	蒸気発生器	蒸気発生器	蒸気発生器	蒸気発生器	蒸気発生器	蒸気発生器	設置許可本文	
		1次冷却材ポンプ	1次冷却材ポンプ	1次冷却材ポンプ	1次冷却材ポンプ	1次冷却材ポンプ	1次冷却材ポンプ	1次冷却材ポンプ	設置許可本文	
		1次冷却材管	1次冷却材管	1次冷却材管	1次冷却材管	1次冷却材管	1次冷却材管	1次冷却材管	設置許可本文	
		加圧器	加圧器	加圧器	加圧器	加圧器	加圧器	加圧器	設置許可本文	
		タービン	タービン	タービン	タービン	タービン	タービン	タービン	設置許可本文	
		高圧注入系	高圧注入系	高圧注入系	高圧注入系	高圧注入系	高圧注入系	高圧注入系	設置許可本文	
		低圧注入系	低圧注入系	低圧注入系	低圧注入系	低圧注入系	低圧注入系	低圧注入系	設置許可本文	
		蓄圧注入系	蓄圧注入系	蓄圧注入系	蓄圧注入系	蓄圧注入系	蓄圧注入系	蓄圧注入系	設置許可本文	
		化学体積制御設備	化学体積制御設備	化学体積制御設備	化学体積制御設備	化学体積制御設備	化学体積制御設備	化学体積制御設備	設置許可本文	
		余熱除去設備	余熱除去設備	余熱除去設備	余熱除去設備	余熱除去設備	余熱除去設備	余熱除去設備	設置許可本文	
		タービンハイス設備	タービンハイス設備	タービンハイス設備	タービンハイス設備	タービンハイス設備	タービンハイス設備	タービンハイス設備	設置許可本文	
		主蒸気安全弁及び大気放出弁	主蒸気安全弁及び大気放出弁	主蒸気安全弁及び大気放出弁	主蒸気安全弁及び大気放出弁	主蒸気安全弁及び大気放出弁	主蒸気安全弁及び大気放出弁	主蒸気安全弁及び大気放出弁	設置許可本文	
		1次冷却設備	1次冷却設備	1次冷却設備	1次冷却設備	1次冷却設備	1次冷却設備	1次冷却設備	設置許可本文	
		2次冷却設備	2次冷却設備	2次冷却設備	2次冷却設備	2次冷却設備	2次冷却設備	2次冷却設備	設置許可本文	
		原子炉冷却系減速設備	原子炉冷却系減速設備	原子炉冷却系減速設備	原子炉冷却系減速設備	原子炉冷却系減速設備	原子炉冷却系減速設備	原子炉冷却系減速設備	設置許可本文	

※1：廃止措置計画審査基準「新燃料及び使用済燃料を核燃料物質貯蔵設備で保管する期間にあっては、所要の性能を満足するよう当該核燃料物質貯蔵設備及び核燃料物質取扱設備を維持管理すること。」に基づき追加  
 ※2：廃止措置計画審査基準「その種の安全基準と必要設備（照明設備、補助熱源設備等）については、適切な機能の確保されるよう維持管理すること。」に基づき追加  
 ※3：廃止措置計画審査基準「核燃料の貯蔵管理及び放射性廃棄物の処理に準じ必要な場合、放射性廃棄物の搬入・搬出のための遮蔽の強化が必要な場合並びに放射性物質の搬入・搬出の防止及び他区域への移行の防止のために必要な場合は、核燃料貯蔵設備を適切に維持管理すること。」に基づき追加  
 ※4：廃止措置計画審査基準「放射線防護防止の観点から、火災の防護設備については適切に維持管理すること。」に基づき追加

玄海原子力発電所 1号炉 廃止措置対象施設、解体対象施設、維持管理対象施設の選定結果について (2/4)

施設区分 (設置許可本文)	設置等の区分 (設置許可本文)	設置許可本文記載設備	廃止措置対象施設	解体対象施設	供用号	判定	添付書類六に記載の設備	備考
施設区分 (設置許可本文)	設置等の区分 (設置許可本文)	内 訳	内 訳	内 訳	判定	添付書類六に記載の設備	備考	
計測制御系統施設	計装	核計装	核計装	核計装	1	×		
		その他の主要な計装	その他の主要な計装	その他の主要な計装	1	×		
		原子炉停止回路	原子炉停止回路	原子炉停止回路	1	×		
		その他の主要な安全保護回路	その他の主要な安全保護回路	その他の主要な安全保護回路	1	×		
		制御材	制御材	制御材	1	×		
		制御材駆動設備	制御材駆動設備	制御材駆動設備	1	×		
		1次冷却材温度制御設備	1次冷却材温度制御設備	1次冷却材温度制御設備	1	×		
		加圧器制御設備	加圧器制御設備	加圧器制御設備	1	×		
		ガス圧縮装置	ガス圧縮装置	ガス圧縮装置	1, 2	×		
		ガス源タンク	ガス源タンク	ガス源タンク	1, 2	×		
気体廃棄物の廃棄設備	核計装	原子炉補助建屋排気筒	原子炉補助建屋排気筒	原子炉補助建屋排気筒	1	○	原子炉補助建屋排気筒	設置許可本文
		ほう風回収系	ほう風回収系	ほう風回収系	1	○		
		廃液処理系	廃液処理系	廃液処理系	1	○		
		廃液処理系	廃液処理系	廃液処理系	1	○		
		廃液処理系	廃液処理系	廃液処理系	1	○		
		廃液処理系	廃液処理系	廃液処理系	1	○		
		廃液処理系	廃液処理系	廃液処理系	1	○		
		廃液処理系	廃液処理系	廃液処理系	1	○		
		廃液処理系	廃液処理系	廃液処理系	1	○		
		廃液処理系	廃液処理系	廃液処理系	1	○		
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	洗淨排水処理系	洗淨排水処理系	洗淨排水処理系	1, 2, 3, 4	—		
		洗淨排水処理系	洗淨排水処理系	洗淨排水処理系	1, 2, 3, 4	—		
		洗淨排水処理系	洗淨排水処理系	洗淨排水処理系	1, 2, 3, 4	—		
		洗淨排水処理系	洗淨排水処理系	洗淨排水処理系	1, 2, 3, 4	—		
		洗淨排水処理系	洗淨排水処理系	洗淨排水処理系	1, 2, 3, 4	—		
		洗淨排水処理系	洗淨排水処理系	洗淨排水処理系	1, 2, 3, 4	—		
		洗淨排水処理系	洗淨排水処理系	洗淨排水処理系	1, 2, 3, 4	—		
		洗淨排水処理系	洗淨排水処理系	洗淨排水処理系	1, 2, 3, 4	—		
		洗淨排水処理系	洗淨排水処理系	洗淨排水処理系	1, 2, 3, 4	—		
		洗淨排水処理系	洗淨排水処理系	洗淨排水処理系	1, 2, 3, 4	—		
固体廃棄物の廃棄設備	核計装	アスファルト固化装置	アスファルト固化装置	アスファルト固化装置	1, 2	△		
		セメント固化装置	セメント固化装置	セメント固化装置	1, 2	△		
		セメント固化装置	セメント固化装置	セメント固化装置	1, 2, 3, 4	—		
		ペイラ	ペイラ	ペイラ	1, 2	△		
		ペイラ	ペイラ	ペイラ	1, 2, 3, 4	—		
		ペイラ	ペイラ	ペイラ	1, 2, 3, 4	—		
		ペイラ	ペイラ	ペイラ	1, 2, 3, 4	—		
		ペイラ	ペイラ	ペイラ	1, 2, 3, 4	—		
		ペイラ	ペイラ	ペイラ	1, 2, 3, 4	—		
		ペイラ	ペイラ	ペイラ	1, 2, 3, 4	—		

※1： 廃止措置計画審査基準「新燃料及び使用済燃料を核燃料物質貯蔵設備と保管する期間にあっては、所要の性能を満足するよう当該核燃料物質貯蔵設備及び核燃料物質取扱設備を維持管理すること。」に基づき追加  
 ※2： 廃止措置計画審査基準「その他の安全基準上必要な設備（照明設備、補機冷却設備等）については、適切な機能が確保されるよう維持管理すること。」に基づき追加  
 ※3： 廃止措置計画審査基準「核燃料の貯蔵管理及び放射性廃棄物の処理に伴い必要な場合、放射線業務従事者の被ばく低減のため空気の浄化が必要な場合並びに二酸化炭素発生率の低減を図るため必要となる設備を維持管理すること。」に基づき追加  
 ※4： 廃止措置計画審査基準「放射線防護防止の観点から、火災の防煙設備については適切に維持管理すること。」に基づき追加

玄海原子力発電所 1号炉 廃止措置対象施設、解体対象施設、維持管理対象設備の選定結果について (3/4)

施設区分 (設備許可本文)	設備等区分 (設備許可本文)	設備許可本文記載設備		廃止措置対象施設		解体対象施設		維持管理対象設備		備考		
		内訳	内訳	内訳	内訳	内訳	内訳	内訳	内訳			
		判定	内訳	判定	内訳	判定	内訳	判定	内訳			
放射線管理施設	放射線監視設備	○	放射線監視設備	○	放射線監視設備	○	放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	設備許可添付ハ	
							放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	放射線監視設備	設備許可添付ハ
	放射線管理施設	放射線管理施設	○	放射線管理施設	○	放射線管理施設	○	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	設備許可添付ハ
								放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	設備許可添付ハ
								放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	設備許可添付ハ
								放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	設備許可添付ハ
								放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	設備許可添付ハ
								放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	設備許可添付ハ
								放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	設備許可添付ハ
								放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	設備許可添付ハ
								放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	設備許可添付ハ
								放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	放射線管理施設	設備許可添付ハ

※1：廃止措置計画審査基準「新燃料及び使用済燃料を核燃料物質貯蔵設備で保管する期間にあっては、所要の性能を満足するよう当該核燃料物質貯蔵設備及び核燃料物質取扱設備を維持管理すること。」に基づき追加

※2：廃止措置計画審査基準「その他の安全設備（必要設備、補助冷却設備等）については、適切な機能の確保されるよう維持管理すること。」に基づき追加

※3：廃止措置計画審査基準「核燃料の貯蔵管理及び放射性廃棄物の処理に伴い必要な場合、放射線業務従事者の曝ばく低減化のため空気の浄化が必要な場合に必要となる放射線管理施設を維持管理すること。」に基づき追加

※4：廃止措置計画審査基準「放射線管理防止の観点から、火災の防護設備については適切に維持管理すること。」に基づき追加

玄海原子力発電所 1号炉 廃止措置対象施設、解体対象施設、維持管理対象設備の選定結果について (4/4)

施設区分 (設置許可本文)	設備等の区分 (設置許可本文)	設置許可本文記載設備		廃止措置対象施設		解体対象施設		維持管理対象設備		備考
		内訳	内訳	内訳	内訳	内訳	内訳	内訳	内訳	
原子炉格納施設	構造	原子炉格納容器	原子炉格納容器	原子炉格納容器	原子炉格納容器	1	○	原子炉格納容器	設置許可本文	
		原子炉格納容器空気を再循環設備	原子炉格納容器空気を再循環設備	原子炉格納容器空気を再循環設備	原子炉格納容器空気を再循環設備	1	×	—	—	
	その他の主要な事項	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	1	○	格納容器給気ファン	設置許可本文	
		—	—	—	—	1	○	格納容器給気ユニット	設置許可添付八	
		—	—	—	—	1	○	格納容器排気ファン	設置許可本文	
		—	—	—	—	1	○	格納容器排気ユニット	設置許可本文	
		—	—	—	—	1	○	格納容器排気ユニット	設置許可本文	
		—	—	—	—	1	○	原子炉格納容器排気筒	設置許可添付八	
		—	—	—	—	1	×	—	—	
		—	—	—	—	1	×	—	—	
		—	—	—	—	1, 2	×	受電系統	設置許可本文	
		—	—	—	—	1, 2, 3, 4	—	受電系統	—	
原子炉格納冷却海水設備	ディーゼル発電機	ディーゼル発電機	ディーゼル発電機	ディーゼル発電機	1	○	ディーゼル発電機	設置許可本文		
	蓄電池	蓄電池	蓄電池	蓄電池	1	○	蓄電池	設置許可本文		
	—	—	—	—	1	○	—	設置許可添付八	※2	
	—	—	—	—	1	○	原子炉補助冷却熱交換器	設置許可添付八	※2	
	—	—	—	—	1	○	原子炉補助冷却水ポンプ	設置許可添付八	※2	
	—	—	—	—	1	○	原子炉補助冷却水ポンプ	設置許可添付八	※2	
	—	—	—	—	1	○	原子炉補助冷却水ポンプ	設置許可添付八	※2	
	—	—	—	—	1	○	補助冷却水ファン	設置許可添付八	※3	
	—	—	—	—	1	○	補助冷却水ファン	設置許可添付八	※3	
	—	—	—	—	1	×	安全補強排気ファン	設置許可添付八	※3	
	—	—	—	—	1	×	安全補強排気ファン	設置許可添付八	※3	
	原子炉補助建屋換気設備	—	—	—	—	1	○	補助建屋排気ファン	設置許可添付八	※3
—		—	—	—	1	○	補助建屋排気ファン	設置許可添付八	※3	
—		—	—	—	1	○	補助建屋排気ファン	設置許可添付八	※3	
—		—	—	—	1	○	補助建屋排気ファン	設置許可添付八	※3	
—		—	—	—	1	○	補助建屋排気ファン	設置許可添付八	※3	
—		—	—	—	1	○	補助建屋排気ファン	設置許可添付八	※3	
—		—	—	—	1	○	補助建屋排気ファン	設置許可添付八	※3	
—		—	—	—	1	○	補助建屋排気ファン	設置許可添付八	※3	
—		—	—	—	1	○	補助建屋排気ファン	設置許可添付八	※3	
—		—	—	—	1	○	補助建屋排気ファン	設置許可添付八	※3	
—		—	—	—	1	○	補助建屋排気ファン	設置許可添付八	※3	
—		—	—	—	1	○	補助建屋排気ファン	設置許可添付八	※3	
建物及び構築物	タービン建屋	タービン建屋	タービン建屋	タービン建屋	1	×	—	設置許可添付八		
	—	—	—	—	1, 2	×	—	設置許可添付八		
	—	—	—	—	1, 2	×	—	設置許可添付八		
	—	—	—	—	1, 2	△	放射線管理室給気ファン	設置許可添付八	※3	
	—	—	—	—	1, 2	△	放射線管理室給気ファン	設置許可添付八	※3	
	—	—	—	—	1, 2	△	放射線管理室給気ファン	設置許可添付八	※3	
	—	—	—	—	1, 2	△	放射線管理室給気ファン	設置許可添付八	※3	
	—	—	—	—	1, 2	△	放射線管理室給気ファン	設置許可添付八	※3	
	—	—	—	—	1, 2	△	放射線管理室給気ファン	設置許可添付八	※3	
	—	—	—	—	1, 2	△	放射線管理室給気ファン	設置許可添付八	※3	
	—	—	—	—	1, 2	△	放射線管理室給気ファン	設置許可添付八	※3	
	—	—	—	—	1, 2	△	放射線管理室給気ファン	設置許可添付八	※3	
発電所補助施設	—	—	—	—	1, 2	△	放射線管理室給気ファン	設置許可添付八	※3	
	—	—	—	—	1, 2	△	放射線管理室給気ファン	設置許可添付八	※3	
	—	—	—	—	1, 2	△	放射線管理室給気ファン	設置許可添付八	※3	
	—	—	—	—	1, 2	△	放射線管理室給気ファン	設置許可添付八	※3	
	—	—	—	—	1, 2	△	放射線管理室給気ファン	設置許可添付八	※3	
	—	—	—	—	1, 2	△	放射線管理室給気ファン	設置許可添付八	※3	
	—	—	—	—	1, 2	△	放射線管理室給気ファン	設置許可添付八	※3	
	—	—	—	—	1, 2	△	放射線管理室給気ファン	設置許可添付八	※3	
	—	—	—	—	1, 2	△	放射線管理室給気ファン	設置許可添付八	※3	
	—	—	—	—	1, 2	△	放射線管理室給気ファン	設置許可添付八	※3	
	—	—	—	—	1, 2	△	放射線管理室給気ファン	設置許可添付八	※3	
	—	—	—	—	1, 2	△	放射線管理室給気ファン	設置許可添付八	※3	
消火設備	—	—	—	—	1	○	消火設備	設置許可添付八	※4	
	—	—	—	—	1	○	消火設備	設置許可添付八	※4	
	—	—	—	—	1	○	消火設備	設置許可添付八	※4	
	—	—	—	—	1	○	消火設備	設置許可添付八	※4	
	—	—	—	—	1	○	消火設備	設置許可添付八	※4	
	—	—	—	—	1	○	消火設備	設置許可添付八	※4	
	—	—	—	—	1	○	消火設備	設置許可添付八	※4	
	—	—	—	—	1	○	消火設備	設置許可添付八	※4	
	—	—	—	—	1	○	消火設備	設置許可添付八	※4	
	—	—	—	—	1	○	消火設備	設置許可添付八	※4	
	—	—	—	—	1	○	消火設備	設置許可添付八	※4	
	—	—	—	—	1	○	消火設備	設置許可添付八	※4	
照明設備	—	—	—	—	1	○	非常用照明	設置許可添付八	※2	
	—	—	—	—	1	○	非常用照明	設置許可添付八	※2	
	—	—	—	—	1	○	非常用照明	設置許可添付八	※2	
	—	—	—	—	1	○	非常用照明	設置許可添付八	※2	
	—	—	—	—	1	○	非常用照明	設置許可添付八	※2	
	—	—	—	—	1	○	非常用照明	設置許可添付八	※2	
	—	—	—	—	1	○	非常用照明	設置許可添付八	※2	
	—	—	—	—	1	○	非常用照明	設置許可添付八	※2	
	—	—	—	—	1	○	非常用照明	設置許可添付八	※2	
	—	—	—	—	1	○	非常用照明	設置許可添付八	※2	
	—	—	—	—	1	○	非常用照明	設置許可添付八	※2	
	—	—	—	—	1	○	非常用照明	設置許可添付八	※2	

※1：廃止措置計画審査基準「新燃料及び使用済燃料を核燃料物質貯蔵設備へ保管する期間にあっては、所要の性能を満足するよう当該核燃料物質貯蔵設備及び核燃料物質貯蔵設備を維持管理すること。」に基づき追加  
 ※2：廃止措置計画審査基準「その他の安全基準上必要な設備(照明設備、補助冷却設備等)については、適切な機能が確保されるよう維持管理すること。」に基づき追加  
 ※3：廃止措置計画審査基準「核燃料の貯蔵管理及び放射性廃棄物の処理に伴い必要な場合、放射線業務従事者の被ばく低減のため空気の浄化が必要な場合並びに放射性じんが発生する可能性がある区域で原子炉施設外への排出の防止及び他区域への移行の防止のために必要な場合は、換気設備を適切に維持管理すること。」に基づき追加  
 ※4：廃止措置計画審査基準「放射線防護防止の観点から、火災の防範設備については適切に維持管理すること。」に基づき追加